

「子供の貧困対策に関する大綱」を策定

文部科学省生涯学習政策局参事官(連携推進・地域政策担当)付

平成 26 年 8 月 29 日に、子供の貧困対策を政府として総合的に推進するための基本的な施策を定めた、「子供の貧困対策に関する大綱」(以下「大綱」とする。)が閣議決定されました。

「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の成立

政府の調査によると、「子供の貧困率」が 16・3%(平成 25 年)と子供の貧困の状況が先進諸国の中でも厳しく、また、生活保護世帯の子供の高等学校等進学率も 90・8%(平成 25 年度)と、全世帯が 98・6%であることと比較すると低い水準となっています。

このような子供の貧困の状況を背景として、子供の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子供が健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成 25 年 6 月に、国会の全会一致で「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が成立し、翌年 1 月に施行されました。

大綱の策定経緯

同法では、子供の貧困対策は、子供等に対する教育の支援、生活の支援、就労の支援、経済的支援等の施策を、総合的に進めることとしており、具体的な施策の内容は、大綱の策定により定めることとなっています。

政府では、内閣府を中心として、文部科学省、厚生労働省の協力の下、「子どもの貧困対策に関する検討会」において当事者や有識者等の意見を聴取しながら、大綱の策定に向けて検討を進めてきました。

大綱の概要

こうした検討を進めた結果、内閣総理大臣を会長とする「子どもの貧困対策会議」で大綱案が決定され、本年 8 月 29 日に閣議決定されました。

大綱に基づく文部科学省の取組

大綱を踏まえて、文部科学省としては、まず、幼児期から高等教育段階まで切れ目のない形で教育費負担の軽減を目指し、

○幼児教育の無償化に向けた段階的取組

○「高校生等奨学給付金(奨学のための給付金)制度」の充実による経済的負担の軽減

○大学等奨学金事業について、無利子奨学金の充実や、奨学金の返還月額が卒業後の所得に連動する、より柔軟な「所得連動返還型奨学金制度」の導入に向けた対応の加速

等に取り組むこととしています。